

## 秋田プレミアム飲食券加盟店規約

### 第1条（総則）

本規約は、秋田県プレミアム飲食券加盟店（以下「加盟店」という）が、その店舗、施設等において第2条に定める秋田県プレミアム飲食券による商品またはサービスの提供等（以下「商品提供等」という）を行う場合の、秋田県と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という）につき定めるものです。

### 第2条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

- 1 「加盟店」とは、本規約を承諾のうえ所定の申込書にて秋田県に申し込み、秋田県が承認した個人、法人および団体をいいます。
- 2 「秋田県プレミアム飲食券」とは、対象地域の加盟店にて、取得から2021年2月28日まで使用出来る秋田県が発行する商品券及び電子商品券をいいます。
- 3 「使用者」とは、秋田県が規定した「秋田県プレミアム飲食券使用者規約」（商品券）及び「秋田県プレミアム飲食券利用者規約」（電子商品券）を承諾のうえ、秋田県プレミアム飲食券を加盟店で使用する者をいいます。
- 4 「秋田県プレミアム飲食券取引」とは、使用者が加盟店より商品提供等を受けた場合に、その売上相当額を秋田県プレミアム飲食券で取引することをいいます。
- 5 「秋田県プレミアム飲食券取引精算」とは、加盟店と秋田県が本契約に基づき、秋田県プレミアム飲食券取引に対する精算をいいます。
- 6 「消し込み」とは、使用者が秋田県プレミアム飲食券を加盟店で使用した際に、電子スタンプを使ってスマートフォンへ押印すること等により、秋田県プレミアム飲食券を使用済み登録又は金額減算することをいいます。
- 7 「電子スタンプ」とは、使用者が秋田県プレミアム飲食券を使用した際に、加盟店が秋田県プレミアム飲食券の消し込みを行うために使用するスタンプ形状の電子機器をいいます。

### 第3条（加盟店）

1 加盟店は、秋田県プレミアム飲食券が使用できる店舗、施設（以下「秋田県プレミアム飲食券取扱店舗」という）をあらかじめ秋田県に所定の書面をもって申請し、秋田県の承認を得るものとします。秋田県は申請を承認した場合、加盟店舗証を付与します。なお、秋田県プレミアム飲食券取扱店舗の追加、脱退についても同様とします。

2 加盟店は、加盟店舗証を店内の使用者が良く見える場所に掲示し、加盟店ポスター等掲示物は使用者が良く見える場所に掲示するものとします。

3 加盟店は、秋田県から秋田県プレミアム飲食券の取扱に関する調査協力依頼があった場合、速やかに協力するものとします。

4 加盟店は、秋田県が秋田県プレミアム飲食券の利用促進のために、加盟店の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。

5 加盟店は、電子スタンプ、加盟店舗証、ポスター等を本規約に定める目的以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとします。

6 加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに加盟店の負担において、加盟店舗証をとりはずし、秋田県が支給した備品を速やかに返却するものとします。ただし、秋田県が実施する各種施策に際して電子スタンプを含めた当該備品を使用する場合には、秋田県が別途指定する期限までにこれらを返却すれば足りるものとします。

#### 第4条（届出事項の変更）

1 加盟店は、秋田県に届け出ている店舗名、代表者、電話番号、メールアドレス、振込指定金融機関口座等、その加盟店申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、直ちに所定の方法により秋田県へ届出、承認を得るものとします。

2 前項の届出がないために、秋田県からの通知または送付書類、換金精算代金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに加盟店に到着したものとみなすものとします。

#### 第5条（地位の譲渡等）

1 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

2 加盟店は、加盟店の秋田県に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。

#### 第6条（業務の委託）

1 加盟店は、本契約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。

2 前項にかかわらず、秋田県が事前に承諾した場合には、加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとします。

3 前項により秋田県が業務委託を承諾した場合においても、加盟店は本規約に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という）が委託業務に関連して秋田県に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して秋田県の損害を賠償するものとします。

4 加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に秋田県の承諾を得るものとします。

#### 第7条（加盟店の義務、差別的取扱いの禁止等）

1 加盟店は、本規約および秋田県が別途提供する秋田県プレミアム飲食券取扱マニュアルに基づき商品提供等を行うものとします。

2 加盟店は、有効な秋田県プレミアム飲食券を提示した使用者に対し、秋田県プレミアム飲食券の取扱いを拒絶したり、現金客と異なる代金を請求したり、秋田県プレミアム飲食券の取扱いの金額に本規約に定める以外の制限を設ける等、秋田県プレミアム飲食券の使用者に不利となる差別的取扱いを行わないものとします。

3 加盟店は、有効な秋田県プレミアム飲食券の使用者から秋田県プレミアム飲食券の取扱いまたは商品等に関し、苦情、相談を受けた場合、加盟店と秋田県プレミアム飲食券の使用者との間において紛議が生じた場合ならびに法令に違反する取引の指摘または指導を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。

4 加盟店は、秋田県プレミアム飲食券取引を行う場合には、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認するものとします。

(1) 秋田県プレミアム飲食券利用画面

(2) 秋田県プレミアム飲食券利用金額

(3) 秋田県プレミアム飲食券利用金額に電子スタンプが押印され(i)押印済となった画面又は(ii)使用者が決済ボタンを押した後の支払完了画面の加盟店名、決済金額、決済日時 5 加盟店は、システムの障害時、システムの通信時、またはシステムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、秋田県プレミアム飲食券取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも秋田県は責任を負わないものとします。

6 加盟店は、以下の場合は、電子スタンプによる消し込みは行わず加盟店毎に個別に割り当てた数字で消し込みを実施するものとします。

(1) 電子スタンプの故障により消し込み行為が行えないことで秋田県プレミアム飲食券取引が行えない場合。

(2)その他、何らかの理由で消し込みが行えないことで秋田県プレミアム飲食券取引が行えない場合。

7 秋田県は、電子スタンプによる消し込みがあった場合に、秋田県が定める日にデータを更新します。なお、加盟店は、売上額日計および振込金額を必ず確認するものとします。

8 加盟店は、1 件の秋田県プレミアム飲食券取引として処理されるものを、金額の分割等により複数の秋田県プレミアム飲食券取引にすることを禁じます。

9 加盟店は、秋田県の指示を遵守するものとします。

#### 第 8 条（電子スタンプ）

1 秋田県は、加盟店に電子スタンプ 1 台を貸与します。

2 加盟店は、秋田県の指示に従い、善良な管理者の注意義務をもって、電子スタンプを使用および保管するものとします。

3 加盟店は、電子スタンプを修理、修復する必要があるときは、事務局へ速やかに報告し、その後の対応は事務局の指示に従うこととする。ただし、加盟店の責めに帰すべき事由により紛失・故障等した場合には費用負担が発生することがあるものとします。

4 加盟店は、電子スタンプの設置場所を移動する場合には、あらかじめ秋田県に届出等を行うものとします。

5 加盟店は、加盟店解約及び取消時には、貸与されている電子スタンプを全て秋田県に返却するものとします。

#### 第 9 条（取引の取り消し及び返金の禁止）

加盟店は、秋田県プレミアム飲食券取引の取り消しを申し出た使用者に対し、取り消し及び返金対応することはできないこととします。

#### 第 10 条（対象商品等）

秋田県プレミアム飲食券は、加盟店が取扱う飲食の提供について使用できるものとします。

#### 第 11 条（釣り銭）

加盟店は秋田県プレミアム飲食券取引において、いかなる場合であっても、釣り銭は支払われないものとします。

#### 第 12 条（商品等の引き渡し）

加盟店は、商品提供等行う場合、秋田県プレミアム飲食券の使用者に対し、原則として直ちに商品等を引き渡し、または提供するものとします。加盟店は、商品提供等行う当日に商品等を引き渡しまたは提供することができない場合には、秋田県プレミアム飲食券の使用者に書面をもって引き渡し時期等を通知するものとします。

#### 第 13 条（秋田県プレミアム飲食券の不正使用等）

1 加盟店は、提示された秋田県プレミアム飲食券の真贋に疑義があった場合には、秋田県プレミアム飲食券提示者または使用者に対し商品提供等を行わないものとし、その事実を直ちに秋田県に連絡するものとします。

2 加盟店は、提示された秋田県プレミアム飲食券に対して電子スタンプで消し込みを実施する際、第 7 条第 4 項第 3 号のスタンプ印が表示されない場合には、使用者に対して秋田県プレミアム飲食券の取引を行ってはならないものとします。

3 万が一、加盟店が前項に違反して商品提供等を行った場合、加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとします。

4 偽造、変造、模造された秋田県プレミアム飲食券に起因する売上等が発生し、秋田県が秋田県プレミアム飲食券の使用状況等の調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとします。また、加盟店は、秋田県から指示があった場合もしくは加盟店が必要と判断した場合には、加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

#### 第 14 条（売上債権の譲渡）

本契約に基づき加盟店が秋田県に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、秋田県は当該債権を秋田県所定の手続きに従って処理するものとし、秋田県は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

#### 第 15 条（換金手数料及び精算）

1 加盟店の、秋田県プレミアム飲食券取引精算額の換金手数料は無料とします。

2 秋田県が加盟店に対し支払う秋田県プレミアム飲食券（電子商品券及び商品券）取引精算代金は、秋田県が別途定める締切日ごとに、当該締切日までの間に秋田県に到着した取引データに係る売上金額の総額を加盟店からの請求とみ

なし、秋田県プレミアム飲食券事務局（事務局運営事業者 J T B 秋田支店）より、加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。

#### 第 16 条（加盟取消し）

1 加盟店が以下の事項に該当する場合、秋田県は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとし、かつ、その場合秋田県に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。

(1) 加盟店または加盟店の従業員および加盟店の業務を行う者が本規約に違反したとき

(2) 加盟店申込書等加盟の際に秋田県に提出した書面に虚偽の申請があったとき

(3) 差押、仮差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき

(4) 加盟店の営業または業態が公序良俗に違反すると秋田県が判断したとき

(5) 加盟店が秋田県の信用を失墜させる行為を行ったと秋田県が判断したとき

(6) 加盟店が商品提供等の実態を伴わずに、プレミアム飲食券の代金を請求したとき

2 加盟店は、前項の規定により加盟店登録の取消しを受けた場合には、直ちに加盟店の負担において、加盟店舗証をとりはずし、秋田県が支給した備品を速やかに返却するものとします。

#### 第 17 条（買戻特約等）

1 加盟店が本契約に違反して秋田県プレミアム飲食券取引を行った疑いがあると認めた場合は、秋田県は調査が完了するまで秋田県プレミアム飲食券取引精算代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より 30 日を経過してもその疑いが解消しない場合には、秋田県プレミアム飲食券取引精算を取消しまたは解除することができるものとします。なお、加盟店は秋田県の調査に協力するものとします。調査が完了し、秋田県が当該代金の支払いを相当と認めた場合には、秋田県は加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、秋田県は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

#### 第 18 条（反社会勢力との取引拒絶）

1 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。

(1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）

(2) 暴力団員（暴力団の構成員）

(3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）

(4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を使用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）

(5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）

(6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）

(7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）

2 加盟店が前項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると秋田県が認めた場合、秋田県は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合秋田県に生じた損害を加盟店が賠償するものとし、また、この場合、秋田県は、遅延損害金を支払う義務を負うことなく、秋田県プレミアム飲食券取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。

3 加盟店が第1項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると秋田県が認めた場合には、秋田県は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、秋田県プレミアム飲食券取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、秋田県は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

4 秋田県は加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく秋田県プレミアム飲食券取引を一時的に停止することを請求ことができ、この請求があった場合には、加盟店は、秋田県プレミアム飲食券取引を行うことができないものとします。

#### 第 19 条（秋田県プレミアム飲食券の使用停止）

加盟店が第 7 条（加盟店の義務、差別的取扱いの禁止等）に違反、第 16 条（加盟取消し）に該当した場合、および第 18 条（反社会的勢力との取引拒絶）に違反した場合、または該当する疑いがあると秋田県が認めた場合、秋田県は契約を解除するか否かにかかわらず、秋田県プレミアム飲食券取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、秋田県は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

#### 第 20 条（有効期間）

本契約の有効期間は 2021 年 3 月 31 日までとします。

#### 第 21 条（規約の変更）

秋田県は加盟店の了解を得ることなく、本規約を変更することがあるものとします。この場合に本サービスの利用条件は変更後の規約によるものとします。

第 22 条（合意管轄裁判所）加盟店は、秋田県プレミアム飲食券に関して秋田県との間に紛争が生じた場合、秋田地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

#### 第 24 条（準拠法）

本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

#### 第 25 条（業務委託）

秋田県は、秋田県プレミアム飲食券の運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

#### 第 26 条（お問い合わせ窓口）

秋田県プレミアム飲食券に関するお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

秋田県プレミアム飲食券サポートデスク（コールセンター）0570-550-328（受付時間 10：00～17：00）

本規約は、2020 年 6 月 3 日から適用します。

本規約は、2020 年 8 月 5 日から適用します。

本規約は、2020 年 10 月 1 日から適用します。